

令和 7 年 6 月 11 日

市政記者クラブ 様

東区役所区政部総務課
担当：逸見（電話 934-1110）

東区役所における文書の配付誤り及び紛失について

東区役所において、下記の通り文書の配付誤り及び紛失がありましたのでご報告します。

記

1 概要

令和 7 年 6 月 4 日（水）、通達員が A さんあて「介護保険給付費支給決定通知書（以下「通知書」という。）」を B さん宅に誤って配付しました。

2 漏えいした個人情報

住所、氏名、介護保険被保険者番号

3 対応

B さん宅が転居された様子であったため、同日手紙を投函して連絡をお待ちしていたところ、6 月 9 日（月）に B さんの親族と連絡がとれたため、誤配付について謝罪を行いました。

また、A さんあての通知書の回収をさせていただくようご依頼したところ、ご自宅に当該文書が見当たらず、現在のところ発見に至っておりません。

A さんについては、6 月 10 日（火）に区役所職員が訪問の上、謝罪を行いました。

4 原因

投函する際の確認が不十分であったため。

5 再発防止策

通達員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず 1 通ずつ住所と氏名を確認したうえで、投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。